

みなかみ町新幹線通勤費補助金の申請の流れ

みなかみ町新幹線通勤費補助金の申請から振込までの流れです。申請者はみなかみ町への転入後、新幹線を利用した1回目の通勤が行われた段階で申請が可能となります。以下の流れを確認し、段階ごとに手続きを実施してください。

【申請年度初：4月(例 2023年4月)】

【4月～3月分】

【申請年度末：3月(例 2024年4月)】

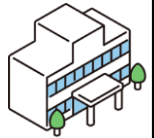
ステップ1 〈交付申請：申請者〉



- i. 申請が可能なタイミング
 - ・みなかみ町に転入し、通勤初回時の新幹線定期券または乗車券を購入したら
- ii. 提出書類
 - ・様式第1号(第5条関係)交付申請書
 - ・様式第2号(第5条関係)就労及び通勤手当等支給額証明書
 - ・住民票(写)※みなかみ町役場町民福祉課発行
 - ・戸籍の附票※本籍地自治体発行
 - ・通勤初回時に購入した新幹線定期券または乗車券(写)



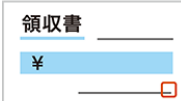
ステップ2 〈交付決定：みなかみ町〉



- ・ステップ1で提出された書類確認
- ・確認後、問題なければ交付決定通知書の送付

ステップ3 〈領収書保管：申請者〉

申請～実績報告を行うまでの間、年度内に購入した新幹線定期券または乗車券(特急券を含む)の領収書を保管する。
※ステップ4「実績報告&請求」時に提出するため



申請～年度末(3月まで) 通勤

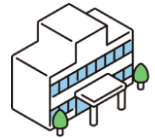
ステップ4 〈実績報告&請求：申請者〉



- i. 実績報告が可能なタイミング
 - ・申請年度末(3月)の新幹線定期券または乗車券の購入したら
- ii. 提出書類
 - ・様式第4号(第7条関係)実績報告書
 - ・領収書
 - 申請期間に係る全ての新幹線定期券または乗車券(特急券を含む)分
 - ・様式第6号(第9条関係)交付請求書
 - ・補助金振込先がわかる口座情報(通帳等)



ステップ5 〈確定：みなかみ町〉



- ・ステップ4で提出された書類確認
- ・確認後、問題なければ確定通知書の送付
- ・指定口座へ補助金振込

みなかみ町新幹線通勤費補助金 概要

【対象者】

次のいずれにも該当する方

- (1)平成31年4月1日以降に本町に転入した者で、転入の前1年間において町内に住所を有してなかった者（以下「転入者」という。）であり、申請時点において転入日から5年以内かつ町内に住所を有する者
- (2)申請日において建築基準法（昭和25年法律第201号）その他住宅の建築に関する法令に適合するものであると認められる住宅で、次のア又はイのいずれかに該当する住宅に居住していること。
 - ア 交付対象者が専ら自己の居住の用に供する住宅（併用住宅であって床面積の2分の1以上を居住の用に供するものを含む。）
 - イ 新築され、又は購入され、かつ、補助金の交付を受けようとする者又は同居する配偶者を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅
- (3)新幹線定期券又は新幹線乗車券（特急券を含む。）（以下「新幹線定期券等」という。）を購入し、上越新幹線上毛高原駅を利用して通勤している、又は通勤する予定であること。ただし、都合により取引現場等へ直接出勤した場合において、勤務先を経由せずに帰宅したときは補助金の交付の対象としない。
- (4)世帯全員に町税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- (5)世帯全員がみなかみ町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者

【補助金の額】

補助金の額は、新幹線定期券の場合は、1カ月当たりの額から、本町以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線定期券等に係るものに限る。）その他これに準ずるものの1カ月当たりの額を差し引いた額の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に月数を乗じて得た額とする。

2 新幹線乗車券の場合は、1カ月当たりの額から、本町以外の者から支給される通勤手当（当該新幹線定期券等に係るものに限る。）その他これに準ずるものの当該月額を差し引いた額の3分の2の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 前2項の補助金の額の上限額は、次の表のとおりとする。

要件	上限額（月額）
1 次のいずれにも該当している場合 (1) 交付対象者又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満又は中学生以下の子供を養育している。 (2) 第2条第2号に該当する住宅に居住している。	3万円
2 次のいずれかに該当している場合 (1) 交付対象者又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満又は中学生以下の子供を養育している。 (2) 第2条第2号に該当する住宅に居住している。	2万円
3 次のいずれにも該当しない場合 (1) 交付対象者又は同居するその配偶者のいずれかの年齢が40歳未満又は中学生以下の子供を養育している。 (2) 第2条第2号に該当する住宅に居住している。	1万円